

第十九回 国会 厚生委員会議録 第三十九号

昭和二十九年四月二十一日(水曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 梅吉君
理事中川源一郎君 理事松永 佛骨君
理事長谷川 保君 理事岡 越智 茂君 助川 良平君
安井 大吉君 山口六郎次君 佐藤 芳男君
佐藤 芳男君 山下 春江君 滝井 義高君 萩元たけ子君
柳田 秀一君 杉山元治郎君 山口シヅエ君

出席國務大臣

大蔵大臣 小笠原三九郎君

出席政府委員

大蔵事務官 阪田 泰二君

(理財事務官) 久下 勝次君

(保険局長) 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

四月二十日

厚生省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一五九号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

厚生年金保険法案(内閣提出第一二四号)
船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
厚生年金保険及び船員保険交渉法案(内閣提出第一三九号)

○小島委員長 これより会議を開きま

す。

厚生年金保険法案、船員保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険

題とし質疑を続行いたします。佐藤芳

男君。

○佐藤(芳)委員 私はこの際先般の質

疑応答の際に留保いたしておきました

小笠原三九郎大臣に対する質疑を行いた

いと思います。たつた一点だけでござ

います。すなわち年金の積立金の管理

運用に関する問題につきまして大蔵大

臣の所見を承りたいのであります。

現在厚生年金保険の積立金は八百億

を越しており、しかもこれは将来一兆

以上に増大して行くことが予想される

のであります。が、この積立金は大蔵省

預金部に預託、政府の財政資金として

ほとんど大蔵大臣の意のままに運用さ

れており、その資金の醸出者でござい

まする労使の意見は何ら反映されてい

ないであります。これがため資金の

還元運用さえもほとんど行われていな

い実情でございます。これははなはだ

しく労使を無視するものであります。

しかも一方政府職員に対する共済組合

の積立金は共済組合において組合員の

福祉のために運用せられており、官民

間に著しい不均衡を来しているこの

際、厚生年金の積立金も預金部資金か

ら切り離して、労使の代表者等による

自主的な運用をはかるべきと思うので

あります。すでに簡易保険の積立金は

郵政省に運用が移管されておるのであ

ります。それに比べれば当然にこれら

は預金部資金から切り離すべきである

と思うのであります。が、大蔵大臣の御

所見を承りたいのであります。

○小笠原国務大臣 厚生年金保険積立

金の管理運用についていろいろ御意見

を承り、また今佐藤さんがおつしやら

れたうちにもまことにごもつともな点

もあるのであります。が、御承知のごと

くにこの積立金というものは先へ行つ

てもどさなければならぬものでござい

ますので、最も確実にこれを運用する

という必要がありまして、この点から

主として郵便貯金に運用しておること

は御承知の通りであります。なお国と

しましては、やはりその資金がそれぞ

れ別個に運用されることは国全体の資

金計画の円滑を期する上から見ておも

しきくないと考えるのであります。なほ

従つて現在の、大蔵省が資金を預金部

に入れて、この預金部の運用で国とし

ての必要な資金にまわす、こういうこ

とはごく必要なことであると考えてお

るのであります。

なおこの点について労使の意見を反

映せしめる、これにつきましてはいろ

いろ預金部の審議会の委員のメンバー

等をござんくださればわかるように、

これらの意見も決してお話をになつたよ

うに無視しておるわけではございませ

ん。なお還元のことは、これは相当考

えておるのでございますが、しかし実

験から申し上げれば昭和二十七年度十

六億円、二十八年度二十五億円、二十

九年度が三十五億円、こうなつており

ます。これは一応そなつておりますが、

それが十億であろうが百億であろうが、

これが十億であろうが百億であろうが、

のごとく、公法人的のものをつづつて、労使双方がやればよさそうに見えるが、大体選舉に基いて出て来る人ですから、従つてその人が神様でない限り、はたしてそう行けるかどうか。この点から佐藤さんになんかとを申し上げてしかられるかもしれません、郵便貯金は利まわりが一番迅速のように思われるが、一番確実だとさかれておる、やはり多数の方が郵便貯金をされておるのはそれがためであります。また預託を受けておる人が、やはり郵便貯金によつてその運用をはかつておるという事実等から見ましても明らかで、有利確実にまわそう／＼といふことが、どうかすると、破綻の元となつた例は過去においてなか／＼少くないことは、佐藤さんも御承知の通りであります。従いまして、私どもは長い短かいも一切かまわずにやつておるわけではないのであります、たとえば同じものでも、五年以上のものは五分五厘といふうにいたしておりますし、三箇月以上のものは三分五厘、あるいは三年以上のものは五分、こういうように、長期のもの場合は長期のようになりまわりをやつておるのであります。そういう点から、私どもは御意見の次第もわかりますけれども、しかしやはり確実有利という点が、労使双方の資金の醸出になるだけに、これはどうしてもうななければならぬと考えます。これは大蔵省でなければならぬとは言いにくいかもしれませんけれども、私どもとしてはやはり多年なれども、私も、もち屋はもち屋がやるゆえんであります。これが大蔵省でなければならぬ等にもなれておる大蔵省がやることが、

つて、一番やりいいと実はかたく信じております。

なお先ほどちよつと政府職員の共済組合のお話が出ておりましたが、あれことは実は政府とは別個の特殊法人であることは、佐藤さんも御深知の通りであります。従つてこれは厚生年金のいわゆる政府の特別会計の積立金というものは事情が全然違いますので、これはお含みお願意したいと思います。

○佐藤(芳)委員 大藏大臣のお話を承つておりますと、やはり大蔵省の独善的と申しましようか、排他的と申しましようか、それを乗り越えて、大蔵省が神様であるというようなお言葉までもお使いくださつたようでござりますが、しかもこれら表現は、排他的、独善的以外の何ものでもない、かようには私は批判せざるを得ないのであります。なお大蔵大臣がただいま例におあげになりました郵便貯金は、国民がやはり郵便貯金が一番安全だ、かように考へておるので郵便貯金が集まるのだということを例におとりになりましたが、それならば、これは労使の金でござりますから、労使が私の申し上げましたような構想の機関にゆだねることが望ましいと考えましたときには、これは応諾をされる、こういうようにも考えるのでございます。しかし私はこれらについて答弁を求めようとはいいたしません。ただただいま議題になつておりまする厚生年金保険の審議の結論にはならぬのでございます。従いまして、私の申し上げましたような意図のもとに、あるいは附帯条件がつくかも

しない、そうした附帯条件がつきましては、しかもこれが国会を通過をいたしますれば、これは当然これに大蔵大臣はこたえるところがなければならぬ、これにこたえるところがないといったら、われくは、今までに大蔵大臣はこたえるところを通じては、われくは、今までに大蔵大臣はこたえるところを修正申しあげている点については修正の手を延ばすわけには行かないのですから、この審議を通じては、われくは、今までに大蔵大臣はこたえるところをつけて行かなければならぬといふことになります。別途議員発案の法律でこれを纏めて行かなければならぬといふことになります。私はただいままでの大蔵大臣の御答弁は、独善的排他的の大蔵省年來のお考え方以外の何ものでもないということを指摘いたしますとともに、附帯条件等がこの問題につきました場合、これは尊重されなければならない、もしも尊重されないとということになると、今度はここで修正の手を延ばすことのできなかつたこの運用、管理の問題について、別個の議員発案の法律案をもつて相まみえなければならぬということをこの際強く大蔵大臣に申し上げて、私の質問を終ります。

庫にも行くし、いろいろなそりあつた各種の機関の方へ行つておつて、一種のいい意味の還元に相当なつてゐる、これはひとつ佐藤さんに御了解願いたいと思うのであります。

なお大蔵省は独善的だといろ／＼おしゃりを受けたが、私どもは実は衆議院議員であつて、自分が独善的にものをやるという考えは毛頭持つておりません。また大蔵省の諸君も決して独善的にやるとは思いません。ただ私どもは、こういう金を運用するのは、さつき言つたように、もちろんはもち屋がよからう、こういう意味で申しているのでありますから、どうかその点御了承願いたいと思います。

○長谷川(保)委員 議事進行について緊急動議を提出いたします。

御承知のように、佐藤自由党幹事長に対しまる逮捕の許諾請求に対しまして、目下国会で重要議案が審議中であるとの理由をもつて、法務大臣の指揮監督権を発動いたしましてこれを拒否するということが新聞に発表されております。そのことはわれ／＼は絶対に納得できないところであります。国民諸君もまたいよいよ／＼国会に対します不信を強めることと思うのであります。目下この問題につきまして、野党四派の緊急の国会対策委員長会議を開いております。この緊急国会対策委員長会議がどういう結論を得ますか、その結論が出来ますまで、その会議が終りまするまで、この委員会の審議を中止していただきたい、これを緊急動議として提出いたします。

○小島委員長 この際長谷川君の動議を採決する前に暫時休憩いたします。

○小島委員長 休憩前に引続き会議を再開いたします。

まず休憩に入ります前は、長谷川委員より提出された本案の審査に関する議事進行の動議について、同委員より本件について発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

○長谷川(保)委員 先ほど提出いたしました議事進行についての緊急動議につきましてはこれを撤回いたします。

○小島委員長 引続き質疑に入るのですがございますが、政府委員が出席しておりませんので、出席を待つ間、暫時休憩いたします。

午前十一時十九分休憩

午後二時二十四分開議

○小島委員長 休憩前に引続き会議を再開いたします。

厚生年金保険法案を議題とし、質疑を行なう。本法案についての質疑はございませんか。

〔質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長 本案についての御質疑もないようでありますから、本案の質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議もないようですから、本法案に対する質疑は終了したとの認めます。

なお本案の討論、採決は次会に譲ることとし、本日はこれをもつて散会いたします。